平成２９年（フ）第２５号
福岡県大牟田市浜田町24番地２
債務者　渡辺　裕章
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１０８号
沖縄県豊見城市字上田119番地１　上田アパート305号
債務者　名嘉　和秀
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６６号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見1881番地63　コーポジャスト103号、前住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4644番地35　ニューパインハイツ101号
債務者　沖野　清志
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２５７号
千葉市若葉区都賀２丁目23番４号　やよいマンション201号
債務者　齋藤　光男
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３０４号
千葉県船橋市習志野台８丁目７番24号
債務者　石井智沙都
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６７号
兵庫県加古郡播磨町上野添１丁目４番３－513号
債務者　荒木奈津子
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５９号
長崎県長崎市神浦江川町644番地
債務者　山尾　良榮
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
熊本市南区富合町平原391　熊本県立こころの医療センター内、住民票上の住所熊本市南区良町１丁目17番10―302号　和幸ハイツ
債務者　原口さつき（旧姓寺岡）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０２号
茨城県土浦市虫掛字東3712番地３
破産者　有限会社湖北工業
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１４７号
茨城県土浦市中1459―１、商業登記簿上の本店所在地茨城県土浦市粕毛83番地２
破産者　株式会社ＮＫプロダクト
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９０号
札幌市中央区北１条西21丁目３番32号　第71藤栄ビル４－１号、開始決定時の住所札幌市中央区宮の森３条11丁目１番51―501号
破産者　長根　一翔
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１２４号
札幌市西区西野２条７丁目３番５号
破産者　国際サービスセンター株式会社
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８号
栃木県佐野市越名町226番地
破産者　有限会社ジャパンブルー（旧商号エスアンドエイカンパニー有限会社）
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第２２９６号
横浜市都筑区南山田町4269番地
破産者　さくらライフサポート株式会社
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８号
福井県越前市蓬莱町５番７号
破産者　株式会社エクスインターナショナル
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８７８号
名古屋市中川区月島町10番10号
破産者　白川アート株式会社
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２００６号
名古屋市東区赤塚町２番24号
破産者　合資会社萬松
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２号
名古屋市守山区川宮町274
破産者　有限会社ツーテック
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９号
神戸市長田区西丸山町３丁目７番28号
破産者　米川研磨工業有限会社
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部